

2023年12月7日

横浜刑務所所長 殿

神奈川県弁護士会

会長 島 崎 友 樹

要望書

当会は、申立人 X 氏の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講じる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴所に対し、以下のとおり要望いたします。

要望の趣旨

横浜刑務所に対し、受刑者の信書の発信を許可するかどうかについては、受刑者の性向、行状、刑務所内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他の具体的事情の下で、これを許すことにより、刑務所内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合に限って制限されるべきとの原則を踏まえ、安易に信書の発信を禁止することがないよう要望する。

要望の理由

別紙調査報告書のとおり

2020年(救)第12号

X 申立事件

2023年10月25日

調査報告書

神奈川県弁護士会

会長 島崎 友樹 殿

神奈川県弁護士会人権擁護委員会

委員長 櫻井みぎわ

第1 処遇意見

横浜刑務所に対し、受刑者の信書の発信を許可するかどうかについては、受刑者の性向、行状、刑務所内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他の具体的事情の下で、これを許すことにより、刑務所内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合に限って制限されるべきとの原則を踏まえ、安易に信書の発信を禁止することがないよう要望するのが相当である。

第2 申立の趣旨

2020年11月18日、申立人は横浜刑務所に対し、身元保証人として認められている、元雇用主であるAに対して、信書発信の許可を求めたが、不許可とされた。かかる横浜刑務所の対応は人権侵害にあたる。

第3 申立人の主張

1 申立人は、横浜刑務所に対し、2020年4月以降、複数回にわたり、Aに対する信書の発信許可を求めたが、いずれも不許可とされた。申立人は不許可の取り消しを求めて、それぞれ東京矯正管区長に審査を申請したが、いずれも棄却された。

Aは申立人の前雇用主で、前刑の裁判の際には情状証人になってくれた人物である。Aは[]くらい前に[]事件の前科があったが更生し、[]で[]の事業を営み、元受刑者を雇用することで就労支援を行っている。

2 2020年9月30日付で、横浜刑務所からAが申立人の身元引受人となることが許可された。

3 申立人は、横浜刑務所に対し、2020年11月18日にA宛の信書の発

信許可を求めたが、不許可とされた。

申立人は不許可の取り消しを求めて、東京矯正管区長に審査を申請したが、棄却された。

- 4 以上の他にも、申立人は出所後に入社することになっていたAの経営する会社の専務取締役への手紙も発信禁止になった。発信禁止になった手紙には、年賀状もあった。
- 5 2021年4月30日に、所長代理から申立人に対しAに対する信書の発信を認めるとの告知を受け、同年5月に2通、6月に1通、7月に1通の信書の発信が認められている。

第4 横浜刑務所の主張

横浜刑務所は、2020年11月30日に、同月18日付で申立人より発信申請のあったA宛の信書の発信について、それを禁止する決定をした。その理由は、発信先であるAが、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下単に「法」という）第128条の申立人の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者であると認定したことによる。横浜刑務所は、発信を禁止した当時、申立人と身元引受人との間で、引受等に関する用務以外の処理のために外部交通を行わせることは、申立人の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあると判断した。

Aが身元引受人であることとの関係については、身元引受にかかわることは、重要用務処理として、法第128条但書により外部交通を許すことにより、問題ないと判断していた。

しかし、2021年4月30日、発信を禁止した2020年11月30日当時の判断について改めて検討した結果、東京保護観察所が申立人の仮釈放に向けて生活環境調整を実施していることを踏まえ、円滑な社会復帰のため、帰住予定地、釈放後の生活の計画等に関し、身元引受人との間で外部交通を通じて調整を行わせる必要があり、当時の判断を改めることが相当と判断したことから、申立人と身元引受人との外部交通を許すよう改めた。

第5 当委員会の認定した事実

- 1 申立人は2020年11月18日にA宛の信書の発信申請を行った。横浜刑務所は、これに対し、同月30日にその発信を禁止した。その理由は、これまでの申立人との発受の経緯等を踏まえると、Aは、刑事施設への収容歴があるなど、申請人と信書を発受することにより「矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者」（法第128条本文）と認定したことによる。また、横浜刑務所は、本件信書の内容も、これまでの通信状況からすれ

ば、法第128条但書で禁止することができない重要用務処理に該当しないものと認められる、と判断した。

申立人は2020年12月1日付で、東京矯正管区長に本件禁止措置の取り消しを求めて審査申請をしたが、2021年1月17日、東京矯正管区長は、その審査申請を棄却した。

- 2 2020年11月18日の発信申請までの間に、横浜刑務所はAを申立人の身元引受人として認めている。
- 3 2020年11月18日に発信不許可とされた信書の内容は、身元引受人になってくれたことのお礼や、申立人が出所した後に住所変更や障害者手帳申請の手続を行うため仕事を1日休ませて欲しい旨や、Aの会社で一生懸命働く決意などが記載されている。
- 4 2021年4月30日、横浜刑務所はこれまでの対応を改め、申立人に対しAへの信書の発信を許可した。

第6 当委員会の判断

1 受刑者の外部交通の権利

かつての監獄法のもとでは、受刑者の外部交通について、基本的に施設長の裁量によるものとされており、現実には親族以外の者との外部交通はほとんど不許可とされていた。これは、受刑者の権利制約について特別権力関係論で決する思考に基づくものであり、基本的人権の尊重を基本原理とし、法の支配を確立した現憲法の下において、維持することはできない。

現憲法のもとで、受刑者の家族や友人・勤務先関係者など外部社会の人とのコミュニケーションについて、その権利性は以下のように考えることができる。まず、人間は、他者とのコミュニケーションを通じて自己の人格を発展させていく存在であり、他者とのコミュニケーションは自己実現を図るために必要不可欠である。これは受刑者であるからといって異別に解されるものではなく、受刑者のそうした社会的コミュニケーションは、個人の尊厳の観点から憲法第13条によって基礎づけられているとともに、より具体的には、表現の自由として憲法第21条によって根拠づけられていると言える。さらに、受刑者が家族や友人・知人とのコミュニケーションを通じて家族の絆、社会とのつながりを維持することは、改善更生及び社会復帰の礎ともなる。そして、受刑者の外部交通が上記のように憲法第13条、第21条の保障する権利であることからすると、それに対する制限も可能な限り抑制的なものでなければならない。

平成18年3月23日最高裁判決（判例時報1929号37頁）は、監獄法時代の事案であるが、受刑者による新聞社宛の信書の発信を不許可とした

施設長の処分を違法と認めるにあたり、「表現の自由を保障した憲法第21条の規定の趣旨、目的にかんがみると、受刑者のその親族でない者との間の信書の発受は、受刑者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他の具体的事情の下で、これを許すことにより、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合に限って、これを制限することが許されるものというべきであり、その場合においても、その制限の程度は、上記の障害の発生防止のために必要かつ合理的な範囲に留まるべきものと解するのが相当である」と判示している。

国際人権法においても、被拘禁者処遇最低基準規則（いわゆるマンデラルール）58で「被拘禁者は、必要な監督のもとに、定期的に、自己の家族および友人と通信及び面会により交通することが許されなければならない。」とされ、1988年に国連総会で採択された「形態を問わず抑留又は拘禁されている者の保護に関する原則」19でも「被抑留者又は被拘禁者は、法律又は法律に基づく規則に定める合理的な条件及び制限に従って、特に、家族と面会し、通信する権利を有し、かつ、外部社会と連絡する適当な機会を与えられなければならない。」とされるなど、受刑者の外部交通の権利性は確認されている。

2 法の解釈

法は、受刑者の信書の発信につき、第126条において「刑事施設の長は、受刑者に対し、…他の者との間で信書を発受することを許すものとする」とし、原則として相手方を問わず発受信が許されるとしたうえで、例外として、第128条本文において「刑事施設の長は、犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者（受刑者の親族を除く。）については、受刑者がその者との間で信書を発受することを禁止することができる」と定めている（なお、同条但書により、受刑者の重要業務の処理のための信書の発受は禁止されない、とされている。）。

これは、監獄法時代の恩恵的利益として原則親族に限られた外部交通の許可という枠組みから、受刑者の権利性を前提に、原則として外部交通は許可され、それに対する規制について法律による制限を施すという構造へと根本的に変換したといえることができる。

したがって刑務所が受刑者の信書の発受を制限できるかどうかは、上記最高裁判決が判示する通り「表現の自由を保障した憲法第21条の規定の趣旨、目的にかんがみ」「受刑者のその親族でない者との間の信書の発受は、受刑

者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他の具体的事情の下で、これを許すことにより、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合に限って」許されると厳格に判断されるべきである。

3 本件について

横浜刑務所は、当会からの照会に対し、2020年11月30日に申立人のA宛の信書の発信を禁止したのは、Aが申立人の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者と認定したからであると回答している。しかし、なぜ、Aが矯正処遇の適切な実施に支障が生ずるおそれがある者だと判断したのか、具体的な説明はない。一方、本件信書の発信申請までに、横浜刑務所は、Aを申立人の身元保証人として認めており、かかる事情からすれば、仮にかつてAに刑事施設への収容歴があったとしても、申立人の更生にとって特に問題がある人物であるとは認め難い。さらに本信書の内容は、身元引受人となってくれた御礼や、出所した後に諸手続きのために仕事を1日休ませて欲しい旨や、一生懸命働く決意等が書かれていたにすぎないのである。実際、横浜刑務所は、2021年4月30日に、2020年11月30日当時の判断について検討し、その結果、当時の判断を改めることが相当であると判断し、Aとの外部交通を許すこととしている。

以上のことからすれば、本件信書の発信を認めたとしても、受刑者の性向、行状、刑務所内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他具体的事情の下で、これを許すことにより、刑務所内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があったと認めることはできない。

したがって、Aを申立人の強制処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者として本件信書の発信を禁止した横浜刑務所の措置は申立人の外部交通の権利を侵害したものと認められる。

なお、横浜刑務所は、Aが身元引受人であることとの関係については、身元引受にかかわることは、重要用務処理として、法第128条但書により外部交通を許すことにより、問題ないと判断していたと述べているので、この点について検討する。そもそも、先に述べたとおり、受刑者の外部交通は、家族や知人・友人とのコミュニケーションを通じて家族の絆、社会とのつながりを維持し、それによって改善更生及び社会復帰をしていくための礎として欠かせないものであり、かかる権利は憲法第13条、第21条の保障するところでもある。とするならば、法第128条但書の掲げる重要用務に限って外部交通を許せば足りるというのではなく、できる限り広く信書の発受を

認めるべきである。

ゆえに、法第128条但書によって外部交通を許すことで足りるとして、本件信書の発信を禁じたことは申立人の権利を不当に侵害するものであったといわざるをえない。

4 まとめ

当会では受刑者の外部交通の制限に関し、横浜刑務所に対してたびたび勧告を出しているが、いまだに、受刑者の外部交通の権利が侵害されている状態が変わっていないことは、非常に問題である。

もっとも、本事件においては、上記のとおり、2021年4月30日に申立人とAとの外部交通が許され、申立人のA宛の手紙が発信禁止にされることなくなくなっていることから、既に改善措置が実施されているといえる。

以上のことを総合的に考慮し、第1の処遇意見のとおり判断した。

以上